

兵庫県立丹波医療センター院内保育所運営業務委託業者選定に係るプロポーザル募集公告

公募型プロポーザル方式により、兵庫県立丹波医療センターの指定場所において、兵庫県立丹波医療センター院内保育所（以下「院内保育所」という。）を運営する事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年9月18日

兵庫県立丹波医療センター院長 西崎 朗

1 公募型プロポーザルの概要

- (1) 名称
兵庫県立丹波医療センター院内保育所運営業務委託業者選定に係るプロポーザル
- (2) 募集要領
別途配布する「兵庫県立丹波医療センター院内保育所運営業務委託業者選定に係るプロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）による。
- (3) 委託期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（地方自治第234条の3に基づく長期継続契約）
ただし、委託者側の予算の減額又は否決があったときは、契約の変更又は解除があり得るものとする。
なお、これにより受託者に損害が生じた場合、受託者はその損失の補償を委託者に対して請求できない。
- (4) 委託場所
兵庫県立丹波医療センター
兵庫県丹波市氷上町石生2002番地7

2 参加資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

- (1) 事業実績等のある者
日本国内に本社又は営業所等を有する法人等であって、保育施設を5年以上継続して運営した実績がある又は病院の院内保育所を5年以上継続して運営した実績がある保育事業者であること（いずれも、業務委託契約による運営を含む。）。
- (2) 許認可等の取得者
本運営業務に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けていること。
- (3) 欠格要件に該当しない者
法人及びその代表者等が次の①から⑩までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
 - ② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止措置を受けている者
 - ③ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当する者
暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ⑤ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない（できない）者
 - ⑥ 認可外保育施設指導監督の指針、認可外保育施設指導監督基準、及び国の病児・病後児保育事業実施要綱を遵守していない（できない）者
 - ⑦ 国税及び県税を滞納している者
 - ⑧ 本公告日から本公告に係る業務の受託候補者の選定の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けている者
 - ⑨ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

- ⑩ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
- ア 心身の故障により業務を適正に行うことができない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等

3 参加手続

(1) 事務局

〒669-3495 兵庫県丹波市氷上町石生2002番地7
兵庫県立丹波医療センター 総務部 総務課
TEL (0795) 88-5200 内線1319
FAX (0795) 88-5210

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間

令和6年9月18日（水）から同年10月3日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 配布場所

上記(1)に同じ。このほか、当院ホームページ (<https://tmc.hyogo.jp/>) からダウンロードできる。

(3) 参加表明書

ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和6年9月25日（水）から同年10月9日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
郵送の場合は、令和6年10月9日（水）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和6年10月1日（火）から同月8日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
郵送の場合は、令和6年10月8日（火）必着とする。

ウ 回答方法

令和6年10月18日（金）から同月22日（火）までの間に、電子メール又はFAXにより、参加表明書を提出した者全員に対して行う。

エ 質問書様式提出場所

上記(1)に同じ。

(5) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和6年10月23日（水）から同月30日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
郵送の場合は、令和6年10月30日（水）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

エ 提出書類

募集要領に定める。

(6) プレゼンテーション

ア 企画提案書を提出した者に対して、提出された企画提案の内容についてのプレゼンテーションを求める。

イ 実施日 令和6年11月11日(月) 詳細については、別途連絡する。

4 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

選考は、「兵庫県立丹波医療センター院内保育所運営業務委託業者選定委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者と次点者を決定する。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

なお、選考結果に対する質問には答えない。

(4) 当選後の取扱い

当選者を「兵庫県立丹波医療センター院内保育所運営業務委託契約」の契約予定者とし、契約の交渉を行う。ただし、契約予定者との協議が整わなかった場合には、契約予定者の決定を取り消し、次点者と契約協議を行う。

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、所定の様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(4) その他

詳細は、募集要領による。